

■ 松田町自治基本条例(素案)に関する パブリックコメントの結果について

《実施概要》

実施期間：平成29年9月22日(金)～10月18日(水)

延べ日数：27日間(土・日・祝を含む)

閲覧場所：松田町役場3階 政策推進課 窓口

松田町公式ホームページ

意見書の提出方法：政策推進課窓口に直接、書面の持参

政策推進課宛てに郵送、ファックス、メールを送付

意見書数：18名

総意見数：66項目(条項及びその他の自由意見を含めた全体)

《第7条の見出しについて》

□協働の原則 : 8票 / 18票 (44.4%)

□連携・協力の原則 : 10票 / 18票 (55.6%)

【パブリックコメントでの意見】

〈協働について〉

- 町づくりは、町民と関係者が共に汗をかいて取り組むべきである。
- 「協働の原則」が良い。
協働の三原則として「自助」＝自分でできる事は自分です。
「共助」＝地域や団体は近隣住民のお互いの力を結集して助け合う。
「公助」＝自助、共助ではできない、町全体にかかわることを行政が行う。
を基に協働にすることが望ましい。
- 協働の定義：政策の企画段階から町民が参画する。
(これでなければ、本当の民主主義とは言えない。今までの役場が作り、住民が従うになってしまう。パブリックコメントは正に協働である。)
- すでに多くの自治体の自治基本条例や総合計画等にも使用されており、イメージとして定着している。
- 「町民、議会及び町長等は、相互に連携・協力してまちづくりを進めることを原則とします。」の条例文となっているが、協働の造語の創設等を鑑みれば、平成22～23年頃「支え合い」と活気(力)ある社会をつくるため、国民、市民団体、地域組織や企業、その他の団体・事業体と政府等の「協働の場」としての「新しい公共」をとなえられてたと記憶しているので、「協働の原則」は住民(町民)やNPO等と行政(議会や町長等)機構は対等な関係で相互の立場や特性を認識尊重しながら、共通の目的を達成するために協力し、活動することが「協働の原則」であると考えている。

平成22～23年以降は住民ニーズや地域問題の多様化や高度化で、国・地方の行政は厳しい財政状況を背景として、行政側における公的サービスの計画・施行・評価における住民等との協働がますます不可欠となっている。

また、町民サイドにおいても自己実現意識や元気な高齢者の増加、市民団体の活動の活発化等による行政との協働に対する意欲や可能性に期待が上昇するのではと考えております。

〈連携・協力について〉

- 「協働」は、ひらがなでは「きょうどう」であり、聞いただけでは色々な意味にとられ曖昧。一般的には「きょうどう」と聞くと「共同」や「協同」が先にきてしまうと思う。
- 「連携・協力の原則」が良いと思います。
 - ※ この条例において「協働」という文言が定義されたおらず、条例として用いるにあたり、その考え方が不明確だと思います。
原案では第4条の後半部分（私案の第4条第2項）を単に確認しているだけです。第6条のようにもう少し具体的な規定にした方が良いでしょう。
 - ※ 具体的な規定が難しいようであれば、逆に第4条において私案の第4条第2項相当部分の規定を削っても良いのではないかと思います。（基本理念に明記されなくても、基本原則としてきちんと謳われていれば趣旨は担保されるのではないのでしょうか。）
- 「連携・協力」の方がわかりやすい。

《第 8 条の見出しについて》

□町民の役割と責務： 8 票 / 18 票 (44.4%)

□町民の権利と責務： 10 票 / 18 票 (55.6%)

【パブリックコメントでの意見】

〈役割について〉

- 「町民の役割と責務」が良いと思います。
 - ※ この条例において、町民のまちづくりへの参加の権利に係る根拠規定は第 4 条だと思えます。第 8 条における「権利を持つ」という表現はその確認的に過ぎないのではないのでしょうか。
- 第 4 章全体が「役割と責務」になっているので、「町民の役割と責務」で良いと思う。

よって表現案は、「権利」という言葉ははずし、「町民は、年齢を問わず、自らの発言と行動に責任を持ち、それぞれが持つ能力と時間を用いて、積極的にまちづくりに参加するものとします。」としたらどうか。

〈権利について〉

- 県の条例と整合性を保つべきである。
- 自治基本条例とは市、町の憲法である。憲法とは基本的事項を定め、他の法律や命令で変更できない最高の法規範。物事の大原則となる約束事・きまり・おきて。最高規範と制定することから権利として明記させた方が望ましい。
- 役割では町民側でなく行政がわの押付のような感がある。町民側からすると権利でよいのではないか。
- 県条例の第 2 章には「県民の権利及び義務」とあり、町条例素案の内容から役割という言葉は浮んでこない。

「町民はまちづくりに参加する権利を持つ」と「県民は県政に参加する権利を持つ」と全く同じなのに表題は何故替えなければならないのか。
- 「権利と責務」の方が良い。「役割と責務」は内容が重なる面がある。